

立川市第 7 次生涯学習推進計画の策定方針について

1 策定目的

教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、国の「教育振興基本計画」及び東京都の「東京都教育ビジョン」を踏まえ、本市の生涯学習施策が目指す目標と方向性、並びにそれを実現するための取組事項を示す計画として策定する。

教育基本法

(教育振興基本計画)

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画期間

令和 7 (2025) 年度から令和 11 (2029) 年度までの 5 年間とする。

3 策定体制

(1) 立川市生涯学習推進審議会(以後、「審議会」)の開催(常設により設置済み。現在第 11 期)

立川市生涯学習推進審議会条例に基づき、第 7 次生涯学習推進計画(以後、「第 7 次推進計画」)を策定するため、審議会を開催する。

審議会は、市長からの諮問に応じて「第 7 次推進計画」策定について必要な事項を審議し答申する。審議会委員の構成は、立川市生涯学習推進審議会条例に基づき、学識経験を有する者(5 人以内)、関係市民団体の代表者(5 人以内)、関係行政機関の職員(1 人)、公募市民(2 人以内)の合計 13 人以内とする。

(2) 立川市生涯学習推進本部(以後、「推進本部」)の設置

立川市生涯学習推進本部設置要綱に基づき、推進本部を設置する。推進本部は、市長を本部長、副本部長を副市長及び教育長とし、審議会の答申を受け、推進計画を策定する組織とする。また、「幹事会」と「連絡会」を設置し、推進本部をサポートしていく。

推進本部員は庁内部局長級職員、「幹事会」は庁内関係課長級職員、「連絡会」※は庁内関係係長級職員から構成される。

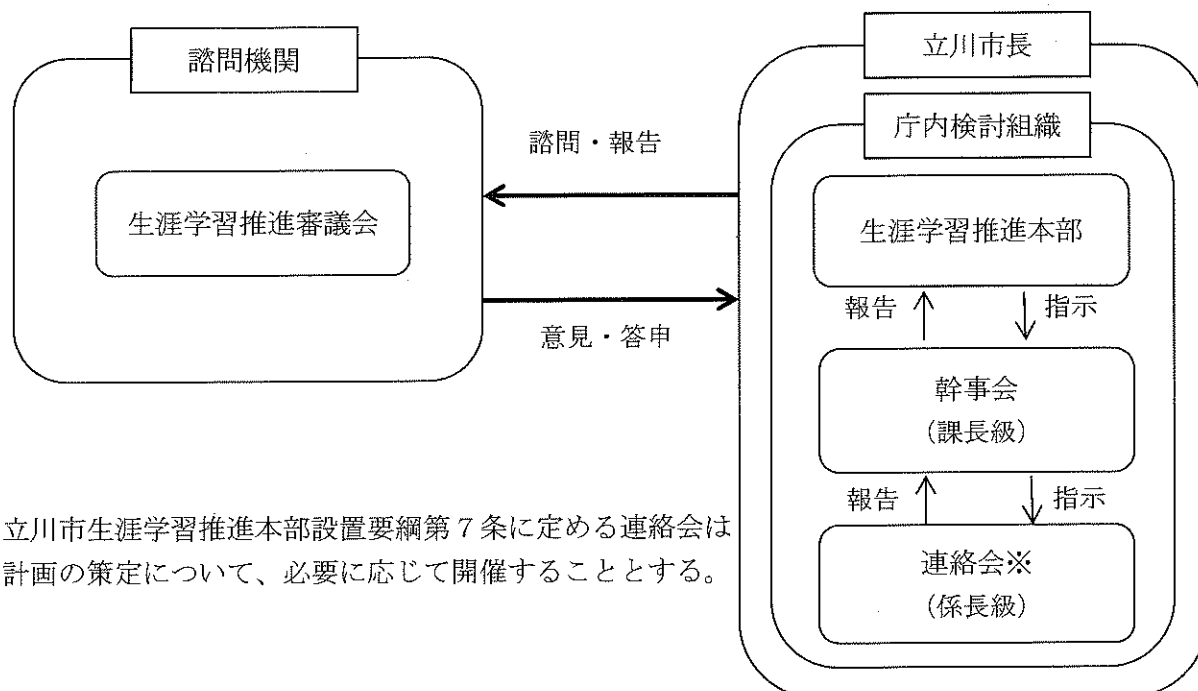
① 審議会委員の構成

学識経験者	5人
関係市民団体の代表者	5人
関係行政機関の職員	1人
公募市民	2人
計	13人

② 推進本部

本部長	市長
副本部長	副市長及び教育長
本部員	庁内部長級職員
幹事会	庁内関係課長級職員
連絡会※	庁内関係係長級職員

【策定体制の概念図】



※立川市生涯学習推進本部設置要綱第7条に定める連絡会は計画の策定について、必要に応じて開催することとする。

4 策定までの主なスケジュール (案) …詳細は別紙資料参照

- ・ 令和5年9月 教育委員会において策定方針の協議
- ・ 令和5年10月 生涯学習に関するアンケートの実施
- ・ 令和6年1月 市長から審議会への諮問
- ・ 令和6年度中 審議会での検討
- ・ 令和6年度中 推進本部での検討
- ・ 令和6年11月 審議会から市長へ答申
- ・ 令和6年12月 文教委員会に骨子案報告
- ・ 令和7年3月 文教委員会に素案報告
- ・ 令和7年4月 パブリックコメントの実施
- ・ 令和7年6月 文教委員会に原案報告
- 教育委員会において計画の決定 (議案の議決)

5 策定までのスケジュール（案）

		令和5年度						令和6年度						令和7年度											
		9月	10～12月			1～3月			4～6月			7～9月			10～12月			1～3月			4～6月				
議会											状況に応じて報告						●骨子案				●素案				●原案
教育委員会		●策定方針	状況に応じて協議・報告															●計画決定 (議決)							
検討組織	生涯学習推進本部	●策定方針																●素案検討				●原案検討			
	生涯学習推進審議会					●第1回 (諮問)	●第2回	●第3回	●第4回	●第5回	●第6回		●第7回	●第8回 (答申)											
市民参加	生涯学習に関するアンケート		●実施	●集計・分析			●結果公表																		
	パブリックコメント																						●実施		